



国土交通省

# 富山河川国道事務所

記者発表資料

平成28年12月12日  
配布：県政記者クラブ  
扱い：配布後解禁

## 災対法に基づく「車両移動訓練」を実施

大雪時には、道路上に大量の立ち往生車両が発生し、緊急車両の通行や除雪作業に支障が生じる恐れがあります。

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれました。

富山河川国道事務所では、大雪による立ち往生車両等を速やかに排除し、交通障害に迅速に対応できるよう、作業員が作業手順を確認します。

1. 日時  
平成28年12月13日（火）  
10時00分～11時30分

2. 場所  
おやべ じよせつきち  
小矢部除雪基地  
（国道8号小矢部市芹川地先）  
せりかわ

3. 内容  
(1)訓練概要説明  
(2)車両移動訓練  
・除雪車による大型車両の牽引  
・車両移動用具による放置車両の  
人力移動 他

4. 参加者  
富山河川国道事務所  
小矢部警察署  
日本自動車連盟（JAF）富山支部  
富山河川国道事務所管内の  
除雪作業受注者



▲H27訓練状況



▲登坂不能車発生状況（国道8号小矢部市桜町地先）

お問い合わせ先

■ 道路管理第一課長 かんだ せいいち 勘田 誠一 TEL:076-443-4722（直通） FAX:076-443-4723（直通）



富山河川国道事務所 Tel.076-443-4701(代)

おくだしんまち

〒930-8537 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>